

I 県民経済計算の用語解説

1 SNA

「System of National Accounts」の略称で、「国民経済計算」または「国民経済計算体系」と訳される。国際連合が示す基準に従って、加盟各国が相互比較可能なかたちで、それぞれの経済の循環を体系的に明らかにすることを目的とした統計のこと。

県民経済計算は、2008年に国連が加盟国に導入を勧告した「08SNA」に準拠した「県民経済計算標準方式」（内閣府）に基づき推計されている。

2 県内総生産（生産側）

県内で、各年度内に生産活動によって新たに生み出された付加価値の合計。なお、県内総生産（生産側）の内訳について、経済活動別に表示したものを「経済活動別県内総生産」という。

$$\begin{aligned} & \text{県内総生産（生産側）} \\ & = \text{産出額} - \text{中間投入} \end{aligned}$$

① 産出額

製造業やサービス業などの各経済活動によって生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって合計したもの。生産総額。

② 中間投入

生産活動に必要な原材料や光熱水費など。産出額に含まれている。

3 県内純生産

県内総生産（生産側）から、建物や設備などが生産過程において減耗する価格分等である「固定資本減耗」を除いたもの。付加価値の純増分。

$$\begin{aligned} & \text{県内純生産（市場価格表示）} \\ & = \text{県内総生産} - \text{固定資本減耗} \\ & \text{県内純生産（要素費用表示）} \\ & = \text{県内純生産（市場価格表示）} \\ & \quad - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}) \end{aligned}$$

① 固定資本減耗

生産の過程において生じる構築物や機械設備などの減耗分で、通常の摩損及び損傷（減価償却費）と、火災、風水害等の偶発事故による価値の損失のうち通常に予想される額（資本偶発損）からなる。

② 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、かつ、その負担が最終購入者に転嫁されるものをいう。

具体的には、消費税、関税、酒税、固定資産税、印紙収入税、不動産取得税などがあげられる。

③ 補助金

一般政府（国、県、市町村）から市場生産者（民間企業等）に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常交付金。

補助金によって、その額だけ市場価格が押し下げられるため、負の間接税とみなすことができる。

なお、投資、資本資産、運転資産の損失の補償のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類されるほか、～補助金という名称であっても地方自治体や対家計民間非営利団体などの市場生産者以外の主体に支払われる場合は含まれない。

4 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格（生産者・購入者価格）で評価する方法をいう。

一方、要素費用表示とは、生産のために必要とされる要素（労働、資本等）に対して支払った費用（雇用者報酬、固定資本減耗、営業余剰・混合所得）で評価する方法をいう。

県民経済計算では、特に断りのない限り、

県内総生産（生産側・支出側）は市場価格表示、県民所得は要素費用表示による値を表している。

5 県民所得（分配）

生産活動や投資活動の成果として県民雇用者、地方政府等及び県内企業などが受け取る（配分される）所得の総額で、「県民雇用者報酬」、「財産所得（非企業部門）」、「企業所得」の合計が「県民所得」と定義される。なお、新潟県に住んでいる人が他県で働いて得た報酬なども含む。（属人主義）

また、県民所得に、地方政府の「生産・輸出品に課される税（控除）補助金」の受取を加え、「域外からの経常移転の受取（純）」を加えたものが「県民可処分所得」と定義される。なお、「経常移転」は「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」及び「その他の経常移転」からなる。

① 県民雇用者報酬

県内に居住地を有する雇用者が、労働の報酬として雇主から受け取る現金及び現物給与をいう。

これらの所得は、税金及び雇用者の社会保険料負担の控除前の金額で計上され、賃金・俸給のほかに、雇主の社会負担が含まれる。

ア 賃金・俸給

賃金・俸給は、現金給与、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等、現物給与及び給与住宅差額家賃からなる。

なお、給与住宅差額家賃とは、社宅などで市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価（市中平均家賃）との差額のことであり、現物給与の一種とみなすことに計上する。

イ 雇主の社会負担

雇主の社会負担は、雇主の現実社会負担及び雇主の帰属社会負担からなる。

a 雇主の現実社会負担

社会保障制度を管理する社会保障基金や、企業年金を管理する年金基金に対する雇主の負担額であり、健康保険、厚生年金、雇用保険、児童手当、退職一時金（民間等）などの社会保障基金や、確定給付企業年金などが該当する。

b 雇主の帰属社会負担

雇用関係をベースとする確定給付型の退職後所得保障制度に関して、発生主義により記録する雇主の拠出金のほか、雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分で、社会保障基金や年金基金によらない退職一時金（政府等）や公務災害補償などへの雇主負担からなる。

② 財産所得（非企業部門）

非企業部門である「家計（ただし、個人企業は除く）」、「地方政府等」、「対家計民間非営利団体」における財産運用収入のことで、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）などが該当するが、構築物（住宅を含む）、設備、機械など再生産可能な有形固定資産にかかる賃貸料は、サービスの販売とみなされて財産所得には含まれない。

受取額から支払額を差し引いて求めるため、マイナスとなる場合もある。

ア 利子

受取は、金融資産の所有者が受け取る所得であり、一般預貯金利子、有価証券利子、信託利子などからなる。

また、支払は、家計などが消費活動の資金などの一部として金融機関などから借入した資金に対して支払う利子の合計をいう。

イ 法人企業の分配所得

株式・出資金に対する配当のほか、公営住宅使用料などからなる。

ウ その他の投資所得

a 保険契約者に帰属する投資所得

生命保険、非生命保険等に係る保険契約者の預託資産から生じる投資所得並びに保険契約者配当などからなる。

b 年金受給権に係る投資所得

雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる家計が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。

c 投資信託投資者に帰属する投資所得

投資信託の留保利益分を指し、現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、家計に支払われたものとみなして記録する。なお、基礎統計の制約上、2012年以降記録されている。

エ 賃貸料

土地の資産運用に関連して受け取る財産所得が該当し、住宅やその他の建物、機械設備などの賃貸料は、サービスの販売とみなす。

③ 企業所得

企業部門である「非金融法人企業」、「金融機関」、「個人企業」が受け取る所得で、企業の営業余剰・混合所得に、企業の財産所得の受け払いを計上したもの。

なお、個人企業の所得には、自己所有住宅（持ち家）の帰属家賃（※後述）を含む。

④ 所得・富等に課される経常税

生産活動または資産の貸借から得られる家計の所得、企業の利潤などに課される税及び、家計による自家用車など生産活動に結び付か

ない資産の保有に課される税からなり、所得税、法人税、県民税、市町村民税、自動車関連諸税などが含まれる。

⑤ 純社会負担

社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は「雇主の社会負担」といい、雇用者報酬に含まれる。

また、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなり、家計の追加社会負担には「年金受給権に係る投資所得」と同額が記録される。

家計が雇用者報酬として受け取った「雇主の社会負担」と、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」（年金基金の運営費用に相当する）を控除した集計値が、「純社会負担」として記録される。

⑥ 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、教育等の経済的境遇に対する備えという見方を前提として、家計に対して支払われる経常移転として扱う。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」及び「社会扶助給付」からなる。

なお「現物社会移転」とは、一般政府または対家計民間非営利団体の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指し、医療費、介護費の保険給付分のほか、公費負担医療給付、義務教育に係る政府による教科書の購入費などが含まれる。

⑦ その他の経常移転

経常移転のうち上記以外のものを指し、「非生命保険金」、「非生命純保険料」、「一般政府内の経常移転」及び「他に分類されない経常移転」からなる。

⑧ 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、家計の受取、金融機関の支払に記録される。

6 県内総生産（支出側）

分配で得られた所得が、県内でどのように消費及び投資に回されたかを計測したものであり、市場価格により表示される。（推計項目の内容は以下のとおり。）

① 民間最終消費支出

県内に居住する家計（個人企業を除く）が行う財貨・サービスに対する支出のことで、一般的には「個人消費」の概念に近い。

なお、ここには対家計民間非営利団体の自己消費も含んでおり、また、自己所有住宅（持ち家）については、帰属家賃を計算して消費支出に計上する。

② 地方政府等最終消費支出

県内の地方政府等（県、市町村、地方社会保障基金）に属する事業所の財貨・サービスに対する経常的支出であり、人件費、物件費、医療給付などからなる。

③ 県内総資本形成

民間企業及び公的企業、一般政府（中央政府等・地方政府等）、家計及び対家計民間非営利団体が県内において行う投資活動のための支出をいい、総固定資本形成と在庫変動に区分される。

ア 総固定資本形成

建築物（住宅を含む）、構築物、機械設備などへの支出をいう。ただし、経常的に支出される維持補修費等は中間消費として除外される。

また、建物、道路、ダム、港湾などの建

設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれる。鉄道用レール及び電線等の取替資産の取替分も、総固定資本形成に含まれる。

なお、土地については、土地造成などによる価値の増加分のみ総固定資本形成として計上され、土地の購入費や地価の上昇分は計上されない。

イ 在庫変動

企業及び一般政府などの原材料、仕掛品、製品、商品などにおける在庫の物量的増減を市場価格で評価したものをいう。

④ 財貨・サービスの移出入（純）

国外及び域外との財貨・サービスのやり取りを示しており、輸出と移出（国内における域外取引）の合計から、輸入と移入の合計を差し引いたもの。

なお、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への移出として記録する。

7 持ち家の帰属家賃

実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅（持ち家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産・消費されるものと仮定して、それを市場価値で評価した帰属計算上の家賃をいう。

生産では「不動産業」の産出額、分配では「個人企業」の営業余剰、支出では「民間最終消費支出」に含まれる。

8 デフレーター

実質値を算出するために用いる指数で、「国民経済計算」において、各種の物価指数を利用して作成される。

ただし、県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側）デフレーターは、名目値を実質値で除すことによって求めており、「イン

プリシット・デフレーター」と呼ばれる。

9 制度部門別分類

県内総生産（生産側）で述べた「経済活動別分類」が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、「制度部門別分類」は、資金の流れ、つまり所得の受け払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位に着目した分類のことである。

取引主体は主として機能、行動、目的などを基に、次の5つに大別される。

① 非金融法人企業

金融機関以外の法人、準法人企業。営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、医療機関、特殊法人等の一部が含まれる。また、財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

② 金融機関

主な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人、準法人企業。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③ 地方政府等

県、市町村及びそれらに設定、管理されている地方社会保障基金から構成される。

④ 家計

生計を共にする全ての居住者の小集団。自営の個人企業も含まれる。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府により支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成される。

具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体などが該当する。

10 県民経済計算の勘定

県民経済計算における勘定は、国民経済計算の勘定に準じて構成されており、「統合勘定」、「制度部門別所得支出勘定」、「制度部門別資本勘定」からなる。

① 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、財産所得）の配分及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一年間における県の経済活動結果を総括したものである。

なお、統合勘定は以下の4つの勘定からなる。

ア 県内総生産勘定

県内総生産の生産側と支出側を、貸借の概念から捉えたものであり、最も総括的な勘定である。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価しており、一方、借方（生産側）は、経済活動の付加価値総額を市場価格によって評価している。

イ 県民可処分所得と使用勘定

県民可処分所得とは、県内で発生する第1次所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）及び域外からの財産所得の受取（純）を加え、さらに域外からの経常移転（純）などを加えたものである。

これを支払の面からみると、民間及び地方政府等最終消費支出と貯蓄に区分される。

ウ 資本勘定

資本形成とその資本の調達とのバランスについて表した勘定。

資本形成側には、「総固定資本形成」、「在庫変動」及び「純貸出（+）／純借入（-）」が記録され、「固定資本減耗」を控除する。

資本の調達側には「県民貯蓄」と「域外からの資本移転（純）」が記録され、「統計上の不突合」を控除する。

エ 域外勘定

県民経済計算では、域外との経常取引について記録されており、具体的には「財貨・サービスの移出入（純）」、「域外からの財産所得（純）」、「域外からの経常移転（純）」、「経常収支（域外）」及び「雇用者報酬」の受け払いなどからなる。

② 制度部門別所得支出勘定

5つの制度部門（非金融法人企業、金融機関、地方政府等、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）別に、可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように配分されたかを記録したもの。

③ 制度部門別資本勘定

統合勘定の資本勘定と同様の形式で、5つの制度部門別に資産のやり取りを記録したものの。

Ⅱ 令和5年度県民経済計算 推計方法概略

(1) 県内総生産（生産側）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
○ 各経済活動共通		
・総生産の推計方法	a 産出額 - b 中間投入額	
・積み上げ推計の場合は 下記項目を別途加算		
自社開発ソフトウェア	a 産出額 全国自社開発ソフトウェア産出額 ×産出額(自社開発ソフトウェアを除く)の対全国比	内閣府資料(内閣府)
企業内研究開発R&D	a 産出額 全国企業内研究開発R&D産出額×研究者・技術者数の対全国比	内閣府資料(内閣府) 国勢調査(総務省)
FISIM消費額	b 中間投入額 県産出額×国の経済活動別FISIM消費比率	内閣府資料(内閣府)
1 農林水産業		
① 農業		
ア 農業	a 産出額・・・『北陸農林水産統計年報』の農業産出額 b 中間投入額 産出額×中間投入比率(農業経営費/農業粗利益)	内閣府資料(内閣府) 生産農業所得統計(農林水産省) 農業経営統計調査(農林水産省) 北陸農林水産統計年報(北陸農政局) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 市町村財政の状況(県市町村課)
イ 農業サービス業	a 産出額 全国産出額×従業者数の対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)
② 林業		
ア 育林業	a 産出額 県産業連関表「育林」の生産額 ×(民有林の林野面積/全林野面積) b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 新潟県の農林水産業 資料編:森林・林業 (県農林水産部) 新潟県産業連関表(県統計課)
イ 素材生産業	a 産出額 木材生産の産出額×(民有林の林野面積/全林野面積) +薪炭生産、栽培きのご類生産、林野副産物採取の産出額 +山菜生産量×単価 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会 内閣府資料(内閣府) 林業産出額(農林水産省) 特用林産物生産統計調査結果 (県林政課)
③ 水産業		
ア 海面漁業、 海面養殖業	a 産出額・・・『漁業産出額』(農林水産省)の生産額 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 漁業産出額(農林水産省) 漁業・養殖業生産統計(農林水産省)
イ 内水面漁業、 内水面養殖業	a 産出額 全国生産額×漁獲量の対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 漁業産出額(農林水産省) 漁業・養殖業生産統計(農林水産省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ウ 漁家自家加工	a 産出額 水産加工業収入(日本海北区1経営体平均)×個人経営体数 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 漁業経営統計調査報告(農林水産省)
2 鉱業		
① 石炭・原油・天然ガス鉱業	a 産出額 生産金額+その他の収入額 b 中間投入額 産出額×中間投入比率	経済センサス(総務省) 生産動態統計年報(経済産業省) 原油・天然ガスの生産概況 (県創業・イノベーション推進課) 新潟県鉱工業指数(県統計課)
② 採石・砂利採取業	a 産出額 全国産出額×従業者数の対全国比	内閣府資料(内閣府)
③ その他の鉱業	b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	経済センサス(総務省)
3 製造業		
	a 産出額 (販売電力収入を除く製造品出荷額等-転売商品の仕入額 +製造品及び半製品・仕掛品在庫純増)×年度転換比率 b 中間投入額 (原材料使用額等-製造等に関連した外注費-転売商品の仕入額) ×年度転換比率+政府手数料+間接費	直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 工業統計(経済産業省) 経済構造実態調査(経済産業省) にいがた県の工業(県統計課) 製造業部門別投入・産出物価指数 (日本銀行) 新潟県鉱工業指数(県統計課) 国民経済計算(内閣府) 企業物価指数(日本銀行)
4 電気・ガス・水道・		
廃棄物処理業		
① 電気業	a 産出額 ・発電部門産出額 全国発電部門産出額×発電部門分割比率 ※発電部門分割比率=自県発電金額の対全国比 ※自県発電金額=自県発電量 ×該当電力会社の発電部門単価 ・送配電部門産出額 全国送配電部門産出額×送配電部門分割比率 ※送配電部門分割比率=自県消費電力金額の対全国比 ※自県消費電力金額=自県電力消費量 ×該当電力会社の送配電部門単価 b 中間投入額 産出額×該当電力会社の中間投入比率 (発電部門、送配電部門別に算出)	内閣府資料(内閣府) 電力調査統計(資源エネルギー庁) 関係機関の財務諸表、決算書
② ガス・熱供給業	a 産出額 …… 営業収入 b 中間投入額 営業費用-減価償却費-人件費	直接照会 ガス事業年報(資源エネルギー庁) 地方公営企業の決算状況(県市町村課) 地方公営企業の決算状況(総務省)
③ 水道業	a 産出額 営業収入-受託工事収益-受水費 b 中間投入額 薬品費+動力費+修繕費+その他	直接照会 地方公営企業の決算状況(県市町村課) 地方公営企業決算状況調査(総務省) 県工業用水道事業会計決算書 (県企業局)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
④ 廃棄物処理業 ⑤ (政府)下水道 ⑥ (政府)廃棄物処理	a 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率}$ $\times (\text{従業者数} \times 1 \text{人当たり現金給与}) \text{対全国比}$ b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$ ◎非市場生産者(政府)を参照(後述) "	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
5 建設業		
① 建築工事、土木工事 ② 補修工事	a 産出額 $\text{全国建設投資推計額} \times \text{出来高ベース工事費対全国比}$ b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$ a 産出額 $\text{建築工事} \cdot \text{土木工事産出額} \times \text{建設補修率}$ b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$	内閣府資料(内閣府) 建設投資見通し(国土交通省) 建設総合統計年度報(国土交通省) 内閣府資料(内閣府) 建設工事施工統計調査(国土交通省) 新潟県産業連関表(県統計課)
6 卸売・小売業	a 産出額 $\text{全国産出額} \times \text{自県分年間販売額等の対全国比}$ $\cdot \text{年間販売額等}$ $(\text{年間販売額} - \text{本支店間移動} - \text{製造業の販売事業所分})$ $\times \text{マージン率} + \text{その他の収入額}$ b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$	内閣府資料(内閣府) 商業統計(経済産業省) 商業動態統計(経済産業省) 法人企業統計(財務省)
7 運輸・郵便業		
① 鉄道業	a 産出額 ・JR旅客(JR東日本+JR西日本) $\text{鉄軌道分営業収益} \times \text{乗車人員数対全国比}$ ・JR貨物 $\text{鉄軌道分営業収益} \times \text{鉄道輸送トン数対全国比}$ ・JR以外の鉄道・軌道、索道(ロープウェイ、リフト)・・・営業収益 b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$	内閣府資料(内閣府) 鉄道輸送統計年報(国土交通省) 貨物地域流動調査(国土交通省) 交通・運輸統計年鑑(北陸信越運輸局) 出資法人別点検評価結果 (県行政改革課) 管内鉄軌道事業者輸送実績 (北陸地方整備局) 関係機関の決算書
② 道路運送業	a 産出額 ・道路旅客業(バス、ハイヤー・タクシー)・・・営業収益 ・道路貨物輸送業 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率} \times \text{自動車貨物輸送トン数対全国比}$ b 中間投入額 $\text{産出額} \times \text{国の中間投入比率}$	内閣府資料(内閣府) 第3次産業活動指数(経済産業省) 交通関係統計資料集(国土交通省) 新潟県運輸概況(北陸信越運輸局) 自動車輸送統計年報(国土交通省)
③ 水運業	a 産出額 ・外洋輸送業 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率} \times \text{外国貿易貨物量(輸出)対全国比}$ ・沿海・内水面輸送業・・・営業収益 ・港湾輸送業 $\text{全国産出額} \times \text{年度転換比率}$ $\times \text{海上出入貨物量(輸移出+輸移入)対全国比}$	直接照会 内閣府資料(内閣府) 第3次産業活動指数(経済産業省) 港湾統計年報(国土交通省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
④ 航空運輸業	b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率 a 産出額 全国産出額×年度転換比率×人キロ数対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 第3次産業活動指数(経済産業省) 航空輸送統計年報(国土交通省) 新潟空港利用状況(県空港課)
⑤ その他の運輸業	a 産出額 ・貨物運送取扱 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 ・倉庫業 全国産出額×年度転換比率 ×普通倉庫の年度平均月末在庫量対全国比 ・こん包業 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 ・道路輸送施設提供業 高速道路・・・県内営業収入額 路外駐車場 全国産出額×年度転換比率×駐車可能台数の対全国比 自動車ターミナル 全国産出額×バス・トラックターミナル数対全国比 ・水運附帯サービス業 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 ・航空施設管理(産業)・その他の航空附帯サービス 全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額対全国比 ・旅行・その他の運輸附帯サービス 民泊仲介業者への支払額(仲介手数料)以外 +民泊仲介業者への支払額(仲介手数料) ○民泊仲介業者への支払額(仲介手数料)以外 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 ○民泊仲介業者への支払額(仲介手数料) 民泊総産出額(不動産業(後述)を参照)×0.1 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 産業連関表(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 交通関係統計資料集(国土交通省) 鉄道輸送統計年報(国土交通省) 倉庫統計季報(国土交通省) 自動車駐車場年報(国土交通省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省) 数字でみる自動車(国土交通省)
⑥ 郵便業	a 産出額 全国産出額×年度転換比率×従業者数対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
⑦ (政府)水運施設管理	◎非市場生産者(政府)を参照(後述)	
⑧ (政府)航空施設管理 (国公営)	"	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
8 宿泊・飲食サービス業		
① 飲食サービス業	a 産出額	内閣府資料(内閣府)
② 旅館・その他の宿泊所	全国産出額×年度転換比率	経済センサス(総務省)
	×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比	第3次産業活動指数(経済産業省)
	b 中間投入額	毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)
	産出額×国の中間投入比率	(厚生労働省)
9 情報通信業		
① 電信・電話業	a 産出額	内閣府資料(内閣府)
	・通信業(「固定電気通信業」、「移動電気通信業」)	経済センサス(総務省)
	全国産出額×年度転換比率	第3次産業活動指数(経済産業省)
	×発信回数(固定電気通信業:加入電話、	毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)
	移動電気通信業:携帯電話)対全国比	(厚生労働省)
	・電気通信に附帯するサービス業	テレコムデータブック統計年報
	全国産出額×年度転換比率	(電気通信事業者協会)
	×(従業者数×一人当たり現金給与)対全国比	
	・インターネット附随サービス業	
	全国産出額×年度転換比率×	
	×(従業者数×一人当たり現金給与)対全国比	
	b 中間投入額	
	産出額×国の中間投入比率	
② 放送業	a 産出額	直接照会
	・公共放送 …… 受信料収入+交付金収入	内閣府資料(内閣府)
	・民間放送 …… 放送収入+制作収入	経済センサス(総務省)
	+番組販売収入-代理店手数料	第3次産業活動指数(経済産業省)
	・有線放送	毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)
	全国産出額×年度転換比率	(厚生労働省)
	×(従業者数×一人当たり現金給与)対全国比	日本放送協会業務報告書(日本放送協会)
	b 中間投入額	放送受信契約数統計要覧(日本放送協会)
	産出額×国の中間投入比率	
③ 情報サービス業	a 産出額	内閣府資料(内閣府)
④ 映像・音声・文字情報	全国産出額×年度転換比率	経済センサス(総務省)
制作業	×(従業者数×一人当たり現金給与)対全国比	第3次産業活動指数(経済産業省)
	b 中間投入額	毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)
	産出額×国の中間投入比率	(厚生労働省)
10 金融・保険業		
① 金融業		
ア 日本銀行	a 産出額 …… 受取手数料	内閣府資料(内閣府)
	b 中間投入額	経済センサス(総務省)
	産出額×国の中間投入比率	
イ 民間預金取扱	a 産出額	直接照会
金融機関	FISIM産出額+受取手数料	内閣府資料(内閣府)
	※FISIM産出額=全国値×分割比率	日本銀行統計(日本銀行)
	分割比率は「国内銀行」「信用金庫」「労働金庫」「農協等」の	全国信用金庫概況(信金中央金庫)
	預金残高対全国比、貸出金残高対全国比	農林金融(農林中金総合研究所)
	※受取手数料 …… 財務諸表による機関別の積上げ又は	
	全国値×預金残高と貸出金残高の合計の	
	対全国比	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ウ 公的預金取扱 金融機関	b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率 a 産出額 FISIM産出額＋受取手数料 ※FISIM産出額＝全国値×分割比率 分割比率は対象機関の貯金残高、貸出金残高対全国比 ※受取手数料 … 民間預金取扱金融機関に準ずる	直接照会 内閣府資料(内閣府) 財政融資資金現在高(財務省) 統合報告書(日本政策投資銀行) 業務統計年報(日本政策金融公庫)
エ その他の金融機関	b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率 a 産出額 受取手数料＝全国値×分割比率 分割比率＝県内従業者数/全国従業者数	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)
② 保険業 ア 民間生命保険 イ 公的寿命保険	b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率 a 産出額 受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額	内閣府資料(内閣府) 生命保険事業概況(生命保険協会)
ウ 年金基金	・厚生年金基金・企業年金連合会、適格退職年金(H24.3月まで)、 勤労者退職金共済機構、国民年金基金・同連合会、 確定給付企業年金 a 産出額 全国産出額×分割比率 分割比率は加入者数対全国比など b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 厚生年金保険・国民年金事業年報 (厚生労働省) 勤労者退職金共済機構統計資料 (勤労者退職金共済機構) 国民年金基金事業概況 (国民年金基金連合会)
エ 民間非生命保険 オ 公的寿命保険	a 産出額 受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会、関係機関のHP等 内閣府資料(内閣府) 損害保険料率算出機構統計集 (損害保険料率算出機構) 全国合同漁業共済組合事業報告書 (全国合同漁業共済組合) 市町村財政の状況(県市町村課) 地方財政状況調査(総務省)
カ 定型保証	a 産出額 受取保証料＋財産運用純益－純債務肩代わり b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	直接照会 内閣府資料(内閣府) 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省)
11 不動産業 ① 住宅賃貸業	a 産出額 民泊総産出額のうち自県分の「住宅宿泊サービス支払額」 ＋家賃(支出系列推計値から民泊部分を除いた値)	直接照会 内閣府資料(内閣府) 国民経済計算(内閣府) 住宅宿泊事業の宿泊実績(観光庁) 特区民泊の実績(内閣府) 支出系列より

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
② 不動産仲介業 ③ 不動産賃貸業	<p>○「住宅宿泊サービス支払額」 = 全国産出額×自県分民泊総産出額の対全国比×0.9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民泊総産出額=民泊産出額(宿泊事業法分+特区分) ・宿泊事業法分=1人1泊当たり宿泊料×延べ宿泊者数(人泊) ・特区分=1届出住宅当たり産出額×認定施設数 <p>○家賃=自県持ち家帰属家賃-自県の民泊控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自県の民泊控除額=全国の民泊控除額×民泊総産出額対全国比 ・全国の民泊控除額=全国持ち家帰属家賃×全国民泊面積割合 <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>a 産出額 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比</p> <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p>	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省)
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業 ① 研究開発サービス ② 広告業 ③ 物品賃貸サービス業 ④ その他の対事業所 サービス業 ⑤ 獣医業 ⑥ (政府)学術研究 ⑦ (非営利)自然・人文 科学研究機関	<p>a 産出額 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比</p> <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>a 産出額 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比</p> <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>a 産出額 全国産出額×獣医師数(民間団体職員・個人診療施設)対全国比</p> <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>◎非市場生産者(政府)を参照(後述)</p> <p>◎非市場生産者(非営利)を参照(後述)</p>	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省) 内閣府資料(内閣府) 獣医師の届出状況(農林水産省)
13 公務	◎非市場生産者(政府)を参照(後述)	
14 教育 ① 教育 ② (政府)教育 ③ (非営利)教育	<p>a 産出額 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比</p> <p>b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率</p> <p>◎非市場生産者(政府)を参照(後述)</p> <p>◎非市場生産者(非営利)を参照(後述)</p>	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
15 保健衛生・社会事業		
① 医療・保健		
ア 医療業	a 産出額 総医療費 =「保険適用となる傷病治療費」×(1+保険外診療比率) +新型コロナワクチン接種費用 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 国民医療費(厚生労働省) 後期高齢者医療事業状況報告 (厚生労働省) 年度統計(社会保険診療報酬支払基金) 国民健康保険事業状況報告 (県国保・福祉指導課)
イ 保健衛生業	a 産出額	内閣府資料(内閣府)
ウ 社会福祉業	全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省)
② 介護	a 産出額 介護給付・予防給付費用額+市町村特別給付費用額 -(福祉用具購入費+住宅改修費) b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 介護保険事業状況報告(厚生労働省)
③ (政府)保健衛生・社会福祉	◎非市場生産者(政府)を参照(後述)	
④ (非営利)社会福祉	◎非市場生産者(非営利)を参照(後述)	
16 その他のサービス		
① 自動車整備・機械修理業		
ア 自動車整備業	a 産出額 全国産出額×年度転換比率×自動車保有車両数対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 第3次産業活動指数(経済産業省) 自動車保有車両数(北陸信越運輸局)
イ 機械修理業	a 産出額 全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省)
② 会員制企業団体	a 産出額	内閣府資料(内閣府)
③ 娯楽業	全国産出額×年度転換比率 ×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比	経済センサス(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
④ 洗濯・理容・美容・浴場業	×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 b 中間投入額	第3次産業活動指数(経済産業省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査)
⑤ その他の対個人サービス業(分類不明を含む)	産出額×国の中間投入比率	(厚生労働省)
⑥ (政府)社会教育	◎非市場生産者(政府)を参照(後述)	
⑦ (非営利)社会教育	◎非市場生産者(非営利)を参照(後述)	
⑧ (非営利)その他	〃	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
◎ 非市場生産者(政府)	決算書などから生産費用を積み上げて推計 (産出額=雇用者報酬+中間投入額+固定資本減耗 +生産・輸入品に課される税) なお、推計は作業分類で行った後、それぞれの経済活動分類に 対応させる。	直接照会 各決算書 内閣府資料(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 市町村財政の状況(県市町村課)
① 雇用者報酬	雇用者の労働提供に対して支払う現金と現物による賃金、俸給と 雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金	
② 中間投入額	賃金を除く物件費等、FISIM消費額	
③ 固定資本減耗	産出額(固定資本減耗を除く)×国の固定資本減耗比率	
④ 生産・輸入品に課される税	国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成 交付金、自動車重量税等	
◎ 非市場生産者(非営利)	a 産出額 全国産出額×(従業者数×1人当たり現金給与)対全国比 b 中間投入額 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省)
17 輸入品に課される税・関税	全国値×総生産の対全国比	内閣府資料(内閣府)
18 (控除)総資本形成に係る 消費税	支出系列で推計	
19 固定資本減耗	産出額×国の固定資本減耗比率	内閣府資料(内閣府)
20 生産・輸入品に課される税	a 不動産関係税 不動産取得税、固定資産税(特例)、純固定資産税、 特別土地保有税、都市計画税、地価税 b 自動車関係税 自動車重量税、自動車重量税(譲与分)、自動車税、 自動車取得税、軽自動車税 c 事業所税 d 印紙収入 e 消費税 f 国際観光旅客税	直接照会 内閣府資料(内閣府) 国勢調査(総務省) 出入国管理統計(法務省) 国際収支統計(財務省) 租税及び印紙収入、収入額調(財務省) 国税庁統計年報書(国税庁) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 市町村財政の状況(県市町村課) 新潟県税務統計要覧(県税務課)
② 特定の経済活動に 格付けるもの	a 国税 石油石炭税(鉱業)、たばこ税、揮発油税(製造業)、 石油ガス税(卸売・小売業)、とん税(運輸・郵便業)など b 県税 鉱区税(鉱業)、核燃料税(電気・ガス・水道・廃棄物処理業)、 軽油引取税(卸売・小売業)、 ゴルフ場利用税(その他のサービス)など c 市町村税 鉱産税(鉱業)、たばこ税(製造業)、 入湯税(宿泊・飲食サービス業)、 収益事業収入、日本中央競馬会納付金(その他のサービス)など	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
21 (控除)補助金	全国値×総生産の対全国比	内閣府資料(内閣府)
22 実質県内総生産(生産側)	<p>①国の連鎖デフレーター(暦年値)を年度値に転換する。</p> <p>②産出額及び中間投入額について、前年度を基準とした実質値を求める。この段階で実質産出額から実質中間投入額を控除して実質総生産を求める。</p> <p>前年度基準の当年度実質値 $= \text{当年度名目値} / \left(\frac{\text{当年度連鎖デフレーター}}{\text{前年度連鎖デフレーター}} \right)$</p> <p>③上記②で求めた前年度基準の実質総生産の対前年度増加率を求める。</p> <p>前年度基準実質総生産の対前年度増加率 $= \text{②} / \text{前年度名目総生産}$</p> <p>④上記③で求めた増加率を推計開始年次の平成23年度名目総生産に順次乗じることによって、連鎖方式の実質総生産を求める。</p> <p>連鎖方式の実質総生産 = 前年度連鎖実質総生産 × ③</p> <p>⑤平成27暦年基準の平成27年度実質総生産を、上記④における平成27年度連鎖実質総生産で除した値を、上記④の各年次の連鎖実質に乗じることにより、平成27暦年基準の連鎖方式の実質総生産を求める。</p> <p>$\text{④} \times \text{平成27暦年基準の平成27年度実質総生産} / \text{④の平成27年度値}$</p>	内閣府資料(内閣府)

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1 県民雇用者報酬</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>①現金給与</p> <p>ア 農業</p> <p>イ 林業</p> <p>ウ 水産業</p> <p>エ 農林水産業以外の産業</p> <p>②役員報酬(給与・賞与)</p> <p>③議員歳費等</p> <p>④現物給与</p> <p>⑤給与住宅差額家賃</p> <p>(2) 雇主の社会負担</p> <p>①雇主の現実社会負担</p> <p>②雇主の帰属社会負担</p>	<p>各経済活動別・従業上の地位別就業者数(SNA分類)については、国勢調査をベンチマークとし、各年度を補間・補外し、推計する。</p> <p>a 農家 販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数</p> <p>b その他(農業企業等) 1人当たり雇用人報酬(全国平均)×全国格差×雇用人数</p> <p>c 有給家族従業者 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>a 林家 林業の県内純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率</p> <p>b その他 1人当たり雇用人報酬(全国平均)×全国格差×雇用人数</p> <p>c 有給家族従業者 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>a 漁家 水産業の県内純生産×雇用労賃率</p> <p>b 有給家族従業者 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>a 常用雇用人 常用雇用人数×常用雇用人1人当たり現金給与</p> <p>b 臨時・日雇 臨時・日雇雇用人数×常用雇用人1人当たり現金給与 ×臨時・日雇賃金比率</p> <p>役員数×常用雇用人1人当たり現金給与 ×役員と常用雇用人の報酬格差</p> <p>議員歳費、委員報酬 決算資料等から積算</p> <p>現金給与所得×現物給与比率</p> <p>(1か月1㎡当たり平均家賃－1か月1㎡当たり給与住宅家賃) ×給与住宅面積×12か月</p> <p>純社会負担における家計の支払と同額を記録する。</p> <p>純社会負担における家計の支払と同額を記録する。</p>	<p>内閣府資料(内閣府) 国勢調査(総務省) 経済センサス(総務省) 毎月勤労統計調査(地方調査) (厚生労働省) 経済構造実態調査(経済産業省) にいがた県の工業(県統計課)</p> <p>経済センサス(総務省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省) 農業経営統計調査(農林水産省) 農林業センサス(農林水産省)</p> <p>経済センサス(総務省) 法人企業統計調査(財務省) 毎月勤労統計調査(全国調査・地方調査) (厚生労働省) 農林業センサス(農林水産省) 林業経営統計調査報告(農林水産省)</p> <p>漁業経営統計調査(農林水産省)</p> <p>経済センサス(総務省) 毎月勤労統計調査(地方調査) (厚生労働省) 賃金構造基本調査報告(厚生労働省)</p> <p>内閣府資料(内閣府)</p> <p>地方財政状況調査(総務省、県財政課) 新潟県職員録(県人事課) 市町村財政の状況(県市町村課)</p> <p>内閣府資料(内閣府)</p> <p>住宅・土地統計調査(総務省) 消費者物価指数年報(総務省)</p> <p>4(2)①の推計値</p> <p>4(2)①の推計値</p>
<p>2 財産所得</p> <p>(1) 利子</p> <p>①非金融法人企業</p> <p>ア 民間非金融法人企業 (受取・支払)</p>	<p>FISIM調整前利子にFISIM消費額等を加算・減算して求める。又はFISIM調整後利子の全国値を分割して求める。</p> <p>全国値(FISIM調整後)×営業余剰の対全国比</p>	<p>内閣府資料(内閣府) 3(1)の推計値</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 公的非金融法人企業 (受取・支払)	FISIM調整前利子±FISIM消費額 a FISIM調整前利子 財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。 b FISIM消費額 FISIM調整前利子×全国値のFISIM消費率	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 地方公営企業決算状況調査(総務省) 市町村財政の状況、地方公営企業の決算 状況(県市町村課) 歳入歳出決算書(県出納局) 等
②金融機関		
ア 民間金融機関 (受取・支払)	FISIM調整前利子±FISIM消費額±FISIM産出額 a FISIM調整前利子 (a) 金融機関 財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。 (b) 生命保険 財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。 (c) 非生命保険 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社＝ 全国値(FISIM調整前)×「保険料収入－支払保険金」の対全国比 b FISIM消費額 全国値×金融・保険業産出額の対全国比×利子の公民別割合 c FISIM産出額 生産系列「金融業」の推計値を記録する。	内閣府資料(内閣府) 総合農協統計表(農林水産省) 日本銀行統計(日本銀行) ROKIN REPORT(新潟県労働金庫) 県信用農業協同組合連合会業務報告書 (新潟県信用農業協同組合連合会) 県信用漁業協同組合連合会業務報告書 (新潟県信用漁業協同組合連合会) 県信用保証協会事業報告書(新潟県信用 保証協会) 損害保険料率算出機構統計集(損害保険 料率算出機構) JA共済連の現状(JA共済) 等
イ 公的金融機関 (受取・支払)	FISIM調整前利子±FISIM消費額±FISIM産出額 a FISIM調整前利子 (a) 金融機関 県内所在の公的金融機関を推計対象とする。 (b) 生命保険 全国値(FISIM調整前)を分割して求める。 b FISIM消費額 全国値×金融・保険業産出額の対全国比×利子の公民別割合 c FISIM産出額 生産系列「金融業」の推計値を記録する。	内閣府資料(内閣府) 財政融資資金月報(財務省) 業務統計年報(日本政策金融公庫) 統合報告書(日本政策投資銀行)
③地方政府等		
ア 県、市町村 (受取・支払)	FISIM調整前利子±FISIM消費額 a FISIM調整前利子 県、市町村ごとに積上げ推計する。 b FISIM消費額 全国値×県、市町村への貸付金残高又は歳出総額の対全国比	内閣府資料(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 地方公営企業決算状況調査(総務省) 市町村財政の状況、地方公営企業の決算 状況(県市町村課) 等 歳入歳出決算書(県出納局)
イ 地方社会保障基金 (受取・支払)	FISIM調整前利子×FISIM消費率 a FISIM調整前利子 財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。 b FISIM消費率 全国値のFISIM調整後利子／全国値のFISIM調整前利子	内閣府資料(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 地方公務員共済組合等事業年報(総務省) 新潟県市町村職員共済組合決算の要旨 普通補償経理決算(地方公務員災害補償 基金) 市町村財政の状況(県市町村課) 等

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>④家計</p> <p>ア 消費者負債利子 (支払)</p> <p>イ 持ち家の利子(支払)</p> <p>ウ 農林水産業の利子 (支払)</p> <p>エ 非農林水産業の利子 (支払)</p> <p>オ 預貯金利子(受取)</p> <p>⑤対家計民間非営利団体 (受取・支払)</p> <p>(2) 法人企業の分配所得</p> <p>①非金融法人企業</p> <p>ア 民間非金融法人企業 (受取・支払)</p> <p>イ 公的非金融法人企業 (受取・支払)</p> <p>②金融機関</p> <p>ア 民間金融機関 (受取・支払)</p> <p>イ 公的金融機関 (受取・支払)</p> <p>③地方政府等</p> <p>ア 県、市町村 (受取・支払)</p>	<p>FISIM調整前利子－FISIM消費額</p> <p>a FISIM調整前利子 (a) 全国銀行(銀行勘定) 全国値(FISIM調整前)×負債現在高(住宅・土地除く)の対全国比 (b) 生命保険会社 全国値(FISIM調整前)×保有契約高の対全国比</p> <p>b FISIM消費額 全国値×負債現在高(住宅・土地を除く)の対全国比</p> <p>FISIM調整前利子－FISIM消費額</p> <p>a FISIM調整前利子 全国銀行(銀行勘定)＝ 全国値(FISIM調整前)×住宅・土地の負債現在高の対全国比</p> <p>b FISIM消費額 全国値×FISIM調整前利子の対全国比</p> <p>全国値(FISIM調整後)×貸付金残高の対全国比</p> <p>全国値(FISIM調整後)×個人企業数の対全国比</p> <p>FISIM調整前利子＋FISIM消費額</p> <p>a FISIM調整前利子 一般預貯金利子＝ 全国値(FISIM調整前)×個人分割合×個人預金残高の対全国比</p> <p>b FISIM消費額 全国値×個人預金残高の対全国比</p> <p>全国値(FISIM調整後)×従業者数の対全国比</p> <p>全国値×営業余剰の対全国比</p> <p>財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。</p> <p>全国値×営業余剰の対全国比</p> <p>全国値×受取・支払利子の対全国比</p> <p>公営住宅貸付収入に係るものを記録する。</p>	<p>内閣府資料(内閣府) 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 国勢調査(総務省) 生命保険事業概況(生命保険協会)</p> <p>内閣府資料(内閣府) 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 国勢調査(総務省)</p> <p>内閣府資料(内閣府) 農林漁業金融統計(農林中金総合研究所)</p> <p>内閣府資料(内閣府) 国勢調査(総務省)</p> <p>直接照会 内閣府資料(内閣府) 日本銀行統計(日本銀行) ディスクロージャー(新潟信用金庫) ディスクロージャー(新潟県信用組合) ディスクロージャー(新潟ろうきん) 等</p> <p>内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)</p> <p>内閣府資料(内閣府) 3(1)の推計値</p> <p>内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 等</p> <p>内閣府資料(内閣府) 3(3)の推計値</p> <p>内閣府資料(内閣府) 2(1)②イの推計値</p> <p>地方財政状況調査(総務省) 市町村財政の状況(県市町村課) 歳入歳出決算書(県出納局)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 地方社会保障基金 (受取・支払)	財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。	内閣府資料(内閣府) 地方公務員共済組合等事業年報(総務省)等
④家計(受取)	全国値×申告所得税の配当所得金額の対全国比	内閣府資料(内閣府) 国税庁統計年報(国税庁)
⑤対家計民間非営利団体 (受取)	全国値×従業者数の対全国比	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)
(3) その他の投資所得		
①保険契約者に帰属する 投資所得		内閣府資料(内閣府) 貿易統計(財務省)
ア 非金融法人企業 (受取)	非生命保険の帰属収益、定型保証の帰属収益の各受取を記録する。	損害保険料率算出機構統計集(損害保険料率算出機構)
イ 金融機関 (受取・支払)	非生命保険の帰属収益の受取と、生命保険の帰属収益、非生命保険の帰属収益、定型保証の帰属収益、保険契約者配当の各支払を記録する。	生命保険事業概況(生命保険協会) 農林漁業金融統計(農林中金総合研究所) FACT BOOK(こくみん共済)
ウ 地方政府等(受取)	非生命保険の帰属収益の受取を記録する。	ディスクロージャー(新潟県信用保証協会) 独立行政法人農林漁業信用基金 財務諸表 等
エ 家計(受取)	生命保険の帰属収益、非生命保険の帰属収益、定型保証の帰属収益、保険契約者配当の各受取を記録する。	新潟県輸出入状況・海外進出状況調査報告書(県産業政策課)
オ 対家計民間非営利 団体(受取)	非生命保険の帰属収益の受取を記録する。	
②年金受給権に係る 投資所得		
ア 金融機関(支払)	全国値×厚生年金保険料収納済額の対全国比×内民転換比率	内閣府資料(内閣府) 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省)
イ 家計(受取)	金融機関の支払と同額を記録する。	
③投資信託投資者に 帰属する投資所得		
ア 金融機関(支払)	全国値×預金残高の対全国比	内閣府資料(内閣府) 日本銀行統計(日本銀行)
イ 金融機関(受取)	金融機関の支払一家計の受取	
ウ 家計(受取)	金融機関の支払×国の投資信託受益証券の家計分割合	
(4) 賃貸料	制度部門別に、総賃貸料から土地税を控除して求める。	
①総賃貸料		
ア 非金融法人企業 (受取・支払)	全国値×「固定資産の価格等の概要調査―土地―」の法人決定価格の対全国比	内閣府資料(内閣府) 固定資産の価格等の概要調査(総務省)
イ 金融機関(支払)	全国値×「固定資産の価格等の概要調査―土地―」の法人決定価格の対全国比	内閣府資料(内閣府) 固定資産の価格等の概要調査(総務省)
ウ 地方政府等 (支払・受取)	決算資料の積算による。	地方財政状況調査(総務省) 市町村財政の状況(県市町村課) 歳入歳出決算書(県出納局)
エ 家計(支払)	a 農林水産業 田畑の10a当たり賃貸料×田畑の県別借入耕地面積	農業センサス結果報告書(農林水産省) 田畑価格及び小作料調(日本不動産研究所)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	b 非農林水産業 持ち家のうち店舗その他併用住宅借地戸数 $\times 1$ 世帯当たり地代 \times 修正倍率 c 持ち家 持ち家のうち専用住宅借地戸数 $\times 1$ 世帯当たり地代 \times 修正倍率	住宅・土地統計調査報告(総務省) 家計調査年報(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 全国消費実態調査(総務省)
オ 家計(受取)	家計の支払総賃貸料 \times 全国の受取・支払総賃貸料の割合	内閣府資料(内閣府)
カ 対家計民間非営利 団体(支払・受取)	全国値 \times 従業者数の対全国比	内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)
②土地税	土地税総額 \times 制度部門別土地賃貸料の割合	市町村税の概要(県市町村課)
3 営業余剰・混合所得		
(1) 民間非金融法人企業	営業余剰・混合所得の総額－他部門の営業余剰・混合所得 営業余剰・混合所得の総額 ＝県内純生産(要素費用表示)－県内雇用者報酬	3(2)から(5)の推計値 生産系列の推計値 1の推計値
(2) 公的非金融法人企業	財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。	内閣府資料(内閣府) 等
(3) 民間金融機関	金融機関の純生産 －金融機関の雇用者報酬(内ベース)－公的金融機関の営業余剰	生産系列の推計値 雇用者報酬の推計値
(4) 公的金融機関	財務諸表等による機関別の積上げ又は全国値の分割による。	内閣府資料(内閣府) 等
(5) 個人企業	a 農林水産業 農林水産業の純生産－農林水産業の雇用者報酬(内ベース) －農林水産業の民間法人企業の営業余剰 b その他の産業 Σ (経済活動別の一企業当たり本業混合所得 \times 個人企業数) ＋内職混合所得＋兼業混合所得 c 持ち家 持ち家の帰属家賃 \times 全国の営業余剰比率	直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 国勢調査(総務省) 国税庁統計年報書(国税庁) 生産系列の推計値 雇用者報酬の推計値
4 経常移転		
(1) 所得・富等に課される 経常税		
①支払	a 国税 所得税、法人税、特別法人事業税、自動車重量税の1/2、国際観光 旅客税の居住者負担分について、各税目ごとに非金融法人企業、 金融機関、家計に分割し記録する。 b 地方税 住民税、事業税、自動車関係税の1/2、狩猟税について、各税目 ごとに非金融法人企業、金融機関、家計に分割し記録する。	内閣府資料(内閣府) 国税庁統計年報書(国税庁) 直接照会 市町村税の概要(県市町村課) 新潟県税務統計要覧(県税務課)
②受取	地方税を、税目ごとに県、市町村に分割し記録する。	
(2) 純社会負担		
①支払	以下のうち雇主負担分を記録する。	直接照会
ア 雇主の現実社会負担	a 社会保障基金に係る現実社会負担 (a) 全国社会保障基金に対する支払 特別会計(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、共済 組合(国家公務員共済組合等)、組合管掌健康保険、児童手当 及び子ども手当	内閣府資料(内閣府) 児童手当事業年報(内閣府) 経済センサス(総務省) 地方財政状況調査(総務省) 国家公務員共済組合事業年報(財務省)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 家計の現実社会負担	<p>(b) 地方社会保障基金に対する支払 共済組合(地方公務員共済組合等)、災害補償基金、介護保険</p> <p>b その他の社会保険制度に係る現実社会負担 確定給付型制度(確定給付型企業年金、退職一時金)、確定拠出型制度(勤労者退職金共済機構等)</p> <p>以下のうち家計負担分を記録する。</p> <p>a 社会保障基金に係る現実社会負担 (a) 全国社会保障基金に対する支払 特別会計(健康保険、厚生年金、国民年金、雇用保険)、共済組合(国家公務員共済組合等)、組合管掌健康保険、全国健康保険協会、農業者年金基金 (b) 地方社会保障基金に対する支払 国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合(地方公務員共済組合等)、介護保険</p> <p>b その他の社会保険制度に係る現実社会負担 確定給付型制度(確定給付型企業年金)、確定拠出型制度(国民年金基金・同連合会等)</p>	<p>国税庁統計年報書(国税庁) 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 事業年報(全国健康保険協会) 船員保険事業年報(全国健康保険協会) 数字でみるのうねん(農業者年金基金) 市町村財政の状況(県市町村課) 等</p>
ウ 雇主の帰属社会負担	<p>a 雇主の帰属年金負担 現在勤務増分—確定給付型年金に係る雇主の現実社会負担</p> <p>b 雇主の帰属非年金負担 退職一時金(政府等)、公務災害補償費、その他</p>	<p>直接照会 内閣府資料(内閣府) 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 等</p>
エ 家計の追加社会負担	年金受給権に係る投資所得と同額を記録する。	2(3)②の推計値
オ 年金制度の手数料	年金基金の産出額を記録する。	生産系列の推計値
②受取		
ア 雇主の現実社会負担 家計の現実社会負担	<p>a 社会保障基金に係る現実社会負担 地方社会保障基金の受取を記録する。</p> <p>b その他の社会保険制度に係る現実社会負担 県内に所在する年金基金の受取について記録する。</p>	4(2)①の推計値
イ 家計の追加社会負担	支払と同額を記録する。	4(2)①の推計値
ウ 年金制度の手数料	支払と同額を記録する。	4(2)①の推計値
(3) 現物社会移転以外の社会給付		
①受取	<p>a 現金による社会保障給付 (a) 全国社会保障基金からの受取 特別会計(厚生年金、国民年金、労災保険、雇用保険)、共済組合(国家公務員共済組合等)、組合管掌健康保険、全国健康保険協会、児童手当及び子ども手当、農業者年金基金 (b) 地方社会保障基金からの受取 国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合(地方公務員共済組合等)、災害補償基金、介護保険</p> <p>b その他の社会保険年金給付 確定給付型制度(確定給付型企業年金、退職一時金)等</p> <p>c その他の社会保険非年金給付 雇主の帰属非年金負担と同額を記録する。</p>	<p>直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 人口推計(総務省) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 国家公務員共済組合事業年報(財務省) 予算書・決算書データベース(財務省) 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 労働者災害補償保険事業年報(厚生労働省) 介護保険事業状況報告(厚生労働省)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>②支払</p>	<p>d 社会扶助給付 中央政府、県、市町村の扶助費(児童保護措置費、児童手当、老人福祉費、公的負担医療給付を除く)、恩給及び退職年金を記録する。</p> <p>a 現金による社会保障給付 地方社会保障基金の支払を記録する。</p> <p>b その他の社会保障年金給付 県内に所在する年金基金の支払について記録する。</p> <p>c その他の社会保障非年金給付 受取と同額を記録する。</p> <p>d 社会扶助給付 県、市町村の支払を記録する。</p>	<p>事業年報(全国健康保険協会) 新潟市歳入歳出事項別明細書(新潟市財務部)等 市町村財政の状況(県市町村課)</p> <p>4(3)①の推計値</p>
<p>(4) 現物社会移転 ①受取</p>	<p>a 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分 (a) 全国社会保障基金からの受取 特別会計(労災保険)、共済組合(国家公務員共済組合等)、組合管掌健康保険、全国健康保険協会 (b) 地方社会保障基金からの受取 国民健康保険、後期高齢者医療、共済組合(地方公務員共済組合等)、災害補償基金、介護保険</p> <p>b 医療・介護保険以外の市場産出の購入 公費負担医療給付、教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船</p> <p>c 非市場産出 政府最終消費支出(中央政府等・地方政府等)、対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 後期高齢者医療状況報告(厚生労働省) 介護保険事業状況報告(厚生労働省) 福祉行政報告例(厚生労働省) 事業年報(全国健康保険協会) 生産系列の推計値 支出系列の推計値 等</p>
<p>②支払</p>	<p>分配系列には、地方社会保障基金、県、市町村の支払を記録する。 なお、全国社会保障基金、中央政府の支払は、支出系列の財貨・サービスの移出入(純)に記録する。</p>	<p>4(4)①の推計値</p>
<p>(5) その他の経常移転 ①非生命保険金及び 非生命純保険料</p>	<p>a 非生命保険金 (a) 支払 生産系列の推計で用いた保険金の合計額を金融機関に記録する。 (b) 受取 火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を、制度部門別に分割する。</p> <p>b 非生命純保険料 (a) 支払 火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金を、制度部門別に分割する。 (b) 受取 非生命保険金の支払と同額を金融機関に記録する。</p>	<p>内閣府資料(内閣府) 損害保険料率算出機構統計集(損害保険料率算出機構) 生産系列の推計値 等</p>
<p>②一般政府内の経常移転</p>	<p>a 中央政府等から県・市町村への経常移転 地方譲与税のうち特別法人事業税、地方揮発油譲与税、地方交付税のうち普通交付税、特別交付税、国庫支出金のうち義務教育費負担金、生活保護費負担金等</p> <p>b 中央政府等から地方社会保障基金への経常移転 国民健康保険事業会計(事業勘定)への国庫支出金、介護保険事業勘定への国庫支出金、後期高齢者医療事業会計への国庫支出金等</p>	<p>直接照会 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 市町村財政の状況(県市町村課) 歳入歳出決算書(県出納局)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>c 県・市町村から中央政府等への経常移転 補助費等のうち国に対するもの</p> <p>d 県から市町村への経常移転 児童保護費負担金、児童手当交付金等</p> <p>e 県から地方社会保障基金への経常移転 国民健康保険事業会計(事業勘定)への県支出金、他会計繰入金(平成30年度以降)、介護保険事業勘定への県支出金、後期高齢者医療広域連合への県支出金</p> <p>f 市町村から地方社会保障基金への経常移転 国民健康保険事業会計(事業勘定)、後期高齢者医療事業、介護保険事業勘定への繰入金等</p> <p>g 地方社会保障基金から中央政府等への経常移転 国民健康保険事業会計(事業勘定)の後期高齢者支援金、介護給付費納付金、前期高齢者納付金</p> <p>h 市町村から県への経常移転 市町村たばこ税都道府県交付金、分担金及び負担金のうち市町村からのもの(資本移転は除く)等</p> <p>i 市町村から市町村への経常移転 分担金及び負担金のうち同級他団体に対するもの(資本移転は除く)、補助費等のうち同級他団体に対するもの(資本移転は除く)等</p>	
<p>③他に分類されない 経常移転</p>	<p>a 対家計民間非営利団体に対する支払 企業からの寄付金、県市町村からの補助費、家計からの諸会費・他の負担費等を記録する。</p> <p>b 対家計民間非営利団体の受取 4(5)③aのほか、中央政府等からの移転も含めて記録する。</p> <p>c 対家計民間非営利団体以外に対する支払 家計間の仕送り金・遊学仕送り金の支払、家計から地方政府へのふるさと納税の支払、地方政府から非金融法人企業・金融機関等への支払などを記録する。</p> <p>d 対家計民間非営利団体以外の受取 4(5)③cのほか、中央政府等からの移転も含めて記録する。</p> <p>e 罰金の支払 中央政府等、地方政府等に対する罰金の支払を、非金融法人企業、金融機関、家計に分けて記録する。</p> <p>f 罰金の受取 地方政府等の罰金の受取を記録する。</p>	<p>直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 国勢調査(総務省) 家計調査(総務省) 地方公務員共済組合等事業年報(総務省) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 市町村財政の状況(県市町村課) 新潟県市町村職員共済組合決算の要旨 歳入歳出決算書(県出納局)</p>
<p>(6) 年金受給権の変動調整</p>	<p>雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担 +家計の現実年金負担+家計の追加社会負担 -年金制度の手数料-その他の社会保険年金給付 家計の受取、金融機関の支払に記録する。</p>	<p>4(2)、(3)の推計値</p>
<p>5 貯蓄</p>	<p>県民可処分所得-民間最終消費支出-地方政府等最終消費支出 県民可処分所得 =県民所得(要素費用表示) +生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府) +経常移転の受取(純)</p>	<p>1から4までの推計値 生産系列の推計値 支出系列の推計値</p>

(3) 県内総生産(支出側)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1 民間最終消費支出</p> <p>(1) 家計最終消費支出</p> <p>①全国消費実態調査 (全国家計構造調査) による家計最終消費支出の推計</p> <p>②直接推計法による推計</p> <p>③国値分割による家計最終消費支出の推計</p>	<p>(1)家計最終消費支出+(2)対家計民間非営利団体最終消費支出</p> <p>家計の13目的別に最終消費支出を推計する。</p> <p>13目的別分類</p> <p>①食料・非アルコール、②アルコール飲料・たばこ、③被服・履物、 ④住宅・電気・ガス・水道、⑤家具・家庭用機器・家事サービス、 ⑥保健・医療、⑦交通、⑧情報・通信、⑨娯楽・スポーツ・文化、 ⑩教育サービス、⑪外食・宿泊サービス、⑫保険・金融サービス、 ⑬個別ケア・社会保護・その他</p> <p>13目的別に二人以上世帯及び単身世帯別で推計する。 [全国消費実態調査(全国家計構造調査)では的確に把握していないと考えられる項目を除く]</p> <p>1世帯当たり消費支出額×世帯数</p> <p>全国消費実態調査(全国家計構造調査)では捕捉されていないSNA独自の概念による項目及び的確に把握していないと考えられる項目を推計する。</p> <p>ア SNA独自の概念による項目</p> <p>a 生命保険サービス 生命保険の産出額</p> <p>b 年金基金サービス 年金基金の産出額</p> <p>c 証券手数料 国の当該計数×分割比率 分割比率=(県1世帯当たり有価証券現在高×県世帯数) ／(国1世帯当たり有価証券現在高×国世帯数)</p> <p>d FISIM消費額 消費者家計(借り手+貸し手)FISIM消費額</p> <p>イ 全国消費実態調査(全国家計構造調査)では的確に把握していないと考えられる項目</p> <p>a 家賃(持ち家の帰属家賃を含む) 住宅の所有別、専用・併用別、構造別に推計する。 住宅総床面積×単価(1㎡当たり家賃)</p> <p>b 非生命保険サービス 非生命保険の産出額×家計分割合</p> <p>c 自動車購入額 国の自動車の家計消費支出額×分割比率 分割比率=「新車登録台数(家計分)×平均単価」の対全県計割合</p> <p>d 医療費(自己負担分) 保険適用となる傷病治療費の患者負担分+保険適用外の支払い分</p> <p>e 介護費(自己負担分) 総介護費のうちの自己負担分</p> <p>国の13目的別家計最終消費支出に自県分割合を乗じて、県の13目的別家計最終消費支出を推計する。</p> <p>自県分割合=(①の自県分推計値+②の自県分推計値) ／(①の全県分推計値+②の全県分推計値)</p>	<p>全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 国勢調査(総務省) 住民基本台帳に基づく人口、 人口動態及び世帯数調査(総務省)</p> <p>生産系列から</p> <p>生産系列から</p> <p>内閣府資料(内閣府) 全国消費実態調査(総務省) 全国家計構造調査(総務省) 国勢調査(総務省)</p> <p>分配系列から</p> <p>住宅・土地統計調査(総務省) 消費者物価指数(総務省) 建築着工統計調査報告(国土交通省) 建築物滅失統計調査報告(国土交通省)</p> <p>生産系列及び分配系列から</p> <p>内閣府資料(内閣府) 小売物価統計調査(総務省) 消費者物価指数(総務省) 産業連関表(総務省) 軽四輪車県別新車販売台数 (全国軽自動車協会連合会) 県産業連関表(県統計課)</p> <p>生産系列から</p> <p>生産系列及び分配系列から</p> <p>内閣府資料(内閣府) 国民経済計算年報(内閣府)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出	非市場生産者(非営利)部門の産出額－財貨・サービスの販売 －自己勘定総固定資本形成(R&D)	内閣府資料(内閣府) 国民経済計算年報(内閣府) 生産系列から
2 地方政府等最終消費支出	非市場生産者(政府)部門の産出額(地方政府等) －財貨・サービスの販売(地方政府等) －自己勘定総固定資本形成(R&D)(地方政府等) ＋現物社会移転(市場産出の購入)(地方政府等)	内閣府資料(内閣府) 国民経済計算年報(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 各決算書 市町村財政の状況(県市町村課) 分配系列から
3 県内総資本形成		
(1) 総固定資本形成		
①民間		
ア 住宅	住宅投資総額－公的住宅 住宅投資総額＝(民間住宅(改装・改修以外)＋公的住宅) ×居住用年度計工事費の対全国比 ＋民間住宅(改装・改修) ×維持・修繕工事費の対全国比	内閣府資料(内閣府) 建設総合統計年度報(国土交通省) 建設工事施工統計(国土交通省)
イ 企業設備	資産分類別に以下の項目を推計する。 a その他の建物・構築物及び機械・設備 (a) 製造業 全国値×年度転換比率×投資額の対全国比 (b) 製造業以外 県総生産×国の比率 b 育成生物資源 全国値×年度転換比率×果樹や乳牛等に係る産出額の対全国比 c 研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェア 県総生産×国の比率 d 娯楽作品原本 全国値×年度転換比率×放送業等の売上額の対全国比	内閣府資料(内閣府) 工業統計(経済産業省) 経済構造実態調査(経済産業省) 内閣府資料(内閣府) 生産系列から 内閣府資料(内閣府) 生産農業所得統計(農林水産省) 内閣府資料(内閣府) 生産系列から 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省)
②公的		
ア 住宅	各資料から住宅建設関係費(用地補償費を除く)を集計	直接照会 内閣府資料(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 各決算書 市町村財政の状況(県市町村課)
イ 企業設備	固定資産増加分＋R&D＋娯楽作品原本 (a) 固定資産増加分 各資料から直接投資額または固定資産増加分を集計 (b) R&D 固定資産増加分×国の比率 (c)娯楽作品原本 全国値×年度転換比率×売上額の対全国比	直接照会 内閣府資料(内閣府) 経済センサス(総務省) 各決算書
ウ 一般政府 (中央政府等 ・地方政府等)	建設関係費等＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D (a) 建設関係費(住宅建設関係費及び用地補償費を除く)等を 各資料から集計 (b) コンピュータ・ソフトウェア及びR&D 建設関係費等×国の比率	直接照会 内閣府資料(内閣府) 地方財政状況調査(総務省、県財政課) 地方公営企業の決算状況(県市町村課) 市町村財政の状況(県市町村課) 新潟県歳入歳出決算書(県出納局)
(2) 在庫変動		内閣府資料(内閣府)
①民間	県産出額×国の比率	生産系列から
②公的	〃	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合</p> <p>(1) 財貨・サービスの移出入(純)</p> <p>(2) 統計上の不突合</p>	<p>財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入＋FISIM移出入(純)</p> <p>a 財貨・サービスの移出 移出率×産出額＋準地域への移出(中央政府等最終消費支出)</p> <p>b 財貨・サービスの移入 移入率×需要額(中間投入額＋民間最終消費支出 ＋一般政府最終消費支出＋県内総資本形成)</p> <p>c FISIM移出入(純) FISIM産出額－FISIM消費額</p> <p>県内総生産(生産側)－(民間最終消費支出 ＋地方政府等最終消費支出 ＋県内総資本形成 ＋財貨・サービスの移出入(純))</p>	<p>県産業連関表(県統計課)</p> <p>生産系列から 分配系列から 支出系列から</p> <p>生産系列から 支出系列から</p>
<p>5 実質県内総生産(支出側)</p>	<p>①国の連鎖デフレーター(年度値)を使用。</p> <p>②前年度を基準とした実質総生産を求める。 前年度基準の当年度実質値 ＝当年度名目値／ (当年度連鎖デフレーター／前年度連鎖デフレーター)</p> <p>③上記②で求めた前年度基準の実質総生産の対前年度増加率を求める。 前年度基準実質総生産の対前年度増加率 ＝②／前年度名目総生産</p> <p>④上記③で求めた増加率を推計開始年次の平成23年度名目総生産に順次乗じることによって、連鎖方式の実質総生産を求める。 連鎖方式の実質総生産＝前年度連鎖実質総生産×③</p> <p>⑤平成27年暦年基準の平成27年度実質総生産を、上記④における平成27年度連鎖実質総生産で除した値を、上記④の各年次の連鎖実質総生産に乗じることにより、平成27年暦年基準の連鎖方式の実質総生産を求める。 ④×平成27年暦年基準の平成27年度実質総生産／ ④の平成27年度値</p>	<p>内閣府資料(内閣府)</p>

Ⅲ 経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応表

S N A 経 済 活 動 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
1 農 林 水 産 業 01 農 業 02 林 業 03 水 産 業	01 農 業 (0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス) 02 林 業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」 03 漁 業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱 業 04 鉱 業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製 造 業 05 食 料 品 06 織 維 製 品 07 パルプ・紙・紙加工品 08 化 学 09 石 油 ・ 石 炭 製 品 10 窯 業 ・ 土 石 製 品 11 一 次 金 属 12 金 属 製 品 13 はん用・生産用 ・業務用機械 14 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 15 電 気 機 械 16 情 報 ・ 通 信 機 器 17 輸 送 用 機 械 18 印 刷 業	09 食 料 品 製 造 業 10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 織 維 工 業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化 学 工 業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」→食料品) 17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業 21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金 属 製 品 製 造 業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業 29 電 気 機 械 器 具 製 造 業 30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印 刷 ・ 同 関 連 業

S N A 経済活動分類	日本標準産業分類
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし皮・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道 ・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
6 卸売・小売業 23 卸売業 24 小売業	50 各種商品卸売業 〉 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 〉 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) 〉 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 〉 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。 路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)

S N A 経済活動分類	日本標準産業分類
<p>9 情報通信業 27 通信・放送業</p> <p>28 情報サービス・映像音声文字情報制作業</p>	<p>37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業</p> <p>39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業</p>
<p>10 金融・保険業 29 金融・保険業</p>	<p>62 銀行業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</p>
<p>11 不動産業 30 住宅賃貸業</p> <p>31 その他の不動産業</p>	<p>692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸業</p> <p>68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業</p>
<p>12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業</p>	<p>70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス（他に分類されないもの） (727 著述・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業</p>
<p>13 公務 33 公務</p>	<p>97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体</p>
<p>14 教育 34 教育</p>	<p>7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)</p>
<p>15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業</p>	<p>6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)</p>

S N A 経済活動分類	日本標準産業分類
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合 (他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業 (別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 →輸送用機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 (952 と畜場→食料品製造業)

注1) 本表のSNA産業分類は2008年に国際連合が提唱し、2016年に日本が移行した体系での分類である。

注2) 本表の日本標準産業分類は平成25年10月改定のものである。